

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年十二月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和三年十二月二日

指令川建セ第〇三〇〇一七号

二 検査済証番号

令和三年十二月九日

川建セ第〇三〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字上野字滝合千九百二番五、千九百二番六、千九百三番

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字市ノ川七百二十九番地十 エミネンスA―二〇三

新井 章史、新井 美穂